

# 生徒指導について

## 1. 通学の服装について

(1) 冬期…10月1日より5月末日までは以下の通りとする。

制服 … [A] 指定の黒の比翼式詰め襟学生服とする。

[B] 指定のセーラー服及び指定のプリーツスカート、カラーにはエンジ線三条をつける。リボンはエンジの指定。上着丈はウエストラインから5cm下を標準とする。襟ぐり止まりはバストラインより上とする。スカートは、切ったり、ウエストを折ったりせず、正規の丈で着用する。

靴 … 運動靴又は革靴（ブーツ・ハイヒールの類は除く）を用いる。雨天には雨靴を用いてもよい。サンダル等の使用は禁止する。ただし、負傷等によって靴の使用が不可能で許可を得た場合はこの限りでない。

靴下 … 華美でないものを用いる。

(2) 夏期…6月1日より9月末日までは以下の通りとする。

制服 … [A] 指定のボタンダウンシャツ（長袖、半袖）を着用すること（左胸に海南高等学校の刺繍入り）。式典や学校行事等の際を除き、指定外の白色カッターシャツの着用を認める。また、指定外の白色カッターシャツを着用する場合は、シャツの裾をズボンの外に出すことは禁止する。

[B] 指定のセーラーカラーブラウス（長袖、半袖）を着用すること（セーラー襟に海南高等学校の刺繍入り）。スカートは冬期に準ずる。

靴 … 冬期に同じ。

靴下 … 冬期に同じ。

(3) 制服及びカッターシャツのボタンを留め、正しく制服を着用すること。

(4) 防寒着（コート、ジャンパー類）の着用は、11月中旬より3月末までを原則とする。

ただし、授業中および休憩時間中の着用は認めない。また、ひざ掛け等を着用しての教室移動は禁止する。

(5) セーラー服の上に着用するカーディガン（紺色・黒色の無地）は、2学期中間考査終了日より3月末までを原則とし、式典を除き、校内での着用を認める。

(6) 制服の下にフード付きのパーカー等を着用することは禁止する。

(7) 変形した制服の着用は禁止する。変形制服は生活指導部で預かる。

(8) ピアス、指輪、ネックレス等のアクセサリ類は用いないこと。化粧やそれに類するもの（透明でないリップクリームや、日焼け止め、アイプチ等）の使用は禁止する。

(9) 頭髪は学生らしい清潔感のもてるものとする。パーマ、染色、脱色、つけ毛、極端な髪型、奇抜な髪型は禁止する。

(10) 登下校時は制服を着用すること。ただし、休日に部活動で登校する場合は、練習着でも可とする。（部活動生については、平日においても顧問との話し合いの上で、練習着での下校を認める。）

## 2. 校内生活について

- (1) 始業の5分前には登校すること。始業のチャイムが鳴り終わった時点でホームルーム教室にいない場合は遅刻とする。ただし、特別な理由がある場合（通院や電車の遅延等）はこの限りではない。
- (2) 欠席や遅刻は必ず担任に連絡をすること。早退は必ず担任に早退許可証を記入してもらい、許可を得たうえで帰宅すること。
- (3) 始業から終業まで、無断での外出は禁止する。外出が必要な時は必ず担任に外出許可証を記入してもらうこと。
- (4) 所持品には必ず記名し、紛失した場合には生活指導部に届け出ること。
- (5) 不必要な現金その他は学校へ持ってこないこと。
- (6) 昼食は弁当を持参するか、生徒ホールを利用すること。校外での飲食は禁止する。
- (7) 公共物を大切にすること。破損した場合は担任に届け、指示を受けること。
- (8) 気象警報が発令されている場合など、異常時における生徒の登校については、4月に配布される資料又は本校ホームページ等を見て判断すること。
- (9) スマートフォンや携帯電話等の使用については、登校後は電源を切り、鞆に入れておく。
- (10) 電子タバコの使用等、校内の風紀を乱す行為は禁止する。

## 3. 校外生活について

- (1) 本校生としての品位を損なわない行動をとること。
- (2) 飲酒、喫煙等法律によって禁止されている行為は絶対にしないこと。
- (3) 夜遊びや、保護者に無断での外泊は絶対にしないこと。和歌山県青少年健全育成条例に則り、保護者同伴の場合を除き、夜間（午後10時～午前4時）の外出は禁止する。
- (4) アルバイトは原則として禁止する。ただし、特別な事情がある場合には、担任を通じて生活指導部に相談すること。無届アルバイトは厳禁とする。
- (5) インターネットを利用する際には、以下の点に十分留意すること。
  - ア 個人情報やインターネット上で公開しないこと。
  - イ 誹謗中傷をしないこと。
  - ウ 他者の画像や動画を本人の許可なく投稿しないこと。
  - エ 悪ふざけなどの不適切な画像や動画を投稿しないこと。
  - オ 違法アップロードは絶対にしないこと。

## 4. 交通関係

### (1) 原付通学

- ア 一定の条件を満たす遠距離通学生には、最寄り駅までの原付通学を許可する。特別に、公共交通機関がない、もしくは極めて不便である場合は校内への乗り入れを許可する。担任を通じて生活指導部に許可を申請し、運転免許取得後に保護者同伴で原付通学説明会に出席することで原付通学が許可される。

#### イ 原付通学の許可条件

- (ア) 原則として自宅から最寄り駅またはバス停まで4 km以上であること。紀美野町方面（東海南地区の七山等を含む）は、学校から自宅まで10 kmを原則とする。ただし、急坂等の地理的条件等の特別な事情がある場合は別途考慮する。また、和歌山市内からの原付通学は許可しない。
- (イ) 免許取得は長期休暇中（夏期・冬期・春期）のみとする。
- (ウ) 50cc以下の原付を使用すること。また、本校指定のステッカーを貼り、所定の場所に駐輪すること。
- (エ) 原付通学をするにあたり、保険に加入する等適切かつ責任ある行動をとること。
- (オ) 交通法規を守ること。

#### ウ 原付通学の申請手続き

- (ア) 原付通学許可願いを生活指導部へ提出し、原付通学の条件に適しているか審査を受ける。
  - (イ) 運転免許取得後、保護者・生徒同席のもと原付通学説明会に出席し、学校長より原付通学の許可を得た上で開始すること。
- エ 許可条件に違反したり、交通事故や交通違反をした場合は許可を取り消す場合がある。以上の条件に該当しない生徒は、自動車、自動二輪車、原付等での登下校を認めない。

#### (2) 自転車通学

- ア 自転車通学生は、本校指定のステッカーを貼り、所定の場所に駐輪すること。
- イ 遊歩道を走行する時は、歩行者優先であることに十分留意すること。
- ウ 雨天のときに備え、必ずカッパを準備しておくこと。
- エ 人命尊重、交通安全の見地から、次のことを遵守すること。
  - (ア) 並進をしない
  - (イ) 2人乗りをしない
  - (ウ) 携帯電話やスマートフォン等を使用しながらの運転はしない
  - (エ) 傘さし運転をしない
  - (オ) イヤホンを装着しての運転をしない
  - (カ) 夜間に無灯火での運転をしない
  - (キ) 車両の整備を怠らない（ハンドル、ブレーキ、照明、反射材、カギ等）
  - (ク) 交差点での一旦停止及び安全確認を怠らない
  - (ケ) 遊歩道も含め常に道路の左側を通行すること。
  - (コ) 自転車に乗車する際は、通学に限らず常にヘルメットの着用に努めること。

- (3) 交通事故及び交通違反は、たとえ軽度のものでも、直ちに本人もしくは保護者から担任を通じて学校に届け出ること。